

保育所入所申込書の配布・

受付を行います

町民課 内線217

配布・受付期間

12月1日～12月28日

入所を希望される方は、町民課又は町内各保育所に備え付けてある「保育所入所申込書」と「家庭状況申告書」に必要事項をご記入の上、希望する保育所に提出してください。（継続入所の場合は、「家庭状況申告書」のみで結構です。）

その際、保護者の就労状況に応じて「雇用（農業）証明書」、その年の源泉徴収票の写し（又は確定申告の写し）の提出が必要です。なお、源泉徴収票及び確定申告の写しについて受付期間内に提出できない場合は、後日になりましても問題ありませんが、必ず揃い次第提出して下さい。

なお、定員に余裕がない場合や必要書類がすべて提出されない場合は希望する保育所に入所できないことがあります。

また、年度途中において、やむを得ない事情により家庭で子どもを保育することができなくなった場合は、随時入所申込書

の受付を行います。

保育所入所基準

○児童の親が家庭外で仕事をするため、その児童の保育ができない場合

○児童の親が家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をするため、その児童の保育ができない場合

○死亡、行方不明、拘禁などの理由により親がいない家庭の場合

○親が出産の前後、病気、負傷、心身に障害があるなど、その児童の保育ができない場合

○その児童の家庭に長期にわたる病人や心身に障害のある人がいるため、親がいつもその看護にあたっており、その児童の保育ができない場合

○火災、風水害、地震などの災害があり、その家屋を失ったり破損したりしたため、その復旧の間、児童の保育ができない場合

育乳児（0歳児）保育

乳児（6ヶ月以上）の保育は、近永保育所・さくら保育所・みどり保育所で実施しています。

早期保育

早期保育は、月々土曜日の間、午前7時30分から全保育所で実

施しています。ただし、両親・祖父母ともに午前8時以降の登所が困難な家庭に限ります。

いのこり保育

いのこり保育は、月々金曜日の間、午後6時まで町内全保育所で実施しています。ただし、次に掲げる児童とします。

○核家族で、両親が家庭外勤務をしている家庭の児童

○両親が家庭外勤務で、祖父母も家庭外勤務をしている家庭の児童

○両親が家庭外勤務で、祖父母が同居の場合でも病弱または高齢で送迎や保育ができない家庭の児童

○母子・父子家庭で、母または父が家庭外勤務をしている家庭の児童

○母親が産後の療養が必要と認められ、送迎や保育ができない家庭の児童

○前各号のほか、町長が特にいのこり保育が必要と認めた家庭の児童

早期・いのこり保育とも、それぞれに申請することが必要のため、「保育所入所申込書」と「家庭状況申告書」等と併せて申請してください。なお、早期・いのこり保育にかかる追加保育

料は無料となっています。

◎保育所一覧

保育所名	所在地	電話番号	定 員		
			1歳児未満	1歳児以上	計
近永保育所	近永1215-1	45-0437	2	118	120
さくら保育所	奈良4070	45-0438	5	75	80
好藤保育所	東仲613-2	45-0003	0	50	50
清水保育所	清水1053	46-0230	0	40	40
小松保育所	延川38-1	48-0213	0	45	45
小倉保育所	小倉865-1	47-0530	0	35	35
みどり保育所	下鍵山303	44-2146	3	57	60
合 計			10	420	430